

津山税務署からのお知らせ

申告会場は大変混み合います。申告書の作成はご自宅で！便利で簡単！
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して郵送で提出！！

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

①税務署に出向く
必要なし！

②いつでも
利用可能！

③自動計算機能！

④前年データの
利用可能！

給与又は公的年金収入の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

★平成27年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間

所得税及び 復興特別所得税	平成28年2月16日(火)から 平成28年3月15日(火)まで ※還付申告については、平成28年1月1日以後、提出することができます。
消費税及び地方消費税	平成28年3月31日(火)まで

※平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(火)から3月15日(火)ですが、
土・日曜日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご
注意ください。なお、申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

★申告会場の開設日程

設置期間：平成28年2月16日(火)から平成28年3月15日(火)まで

場 所：津山税務署(庁舎別館1階) 津山市田町67番地

相談時間：9：00～17：00(受付は9：00～16：00)

※申告期限間近になると会場内が大変混雑しますので、お早めに申告されることをお勧めします。

※税務署の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

※お住まいの市町村の申告相談の日程等につきましては、各市町村の税務担当課におたずねください。

★復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税
と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税額欄
の記載漏れのないようご注意ください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を
ご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、
計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。※還付申告の方も含め、
申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

★社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成27年分の確定申告書には、個人番号(12桁)の記載は不要です。確定申告書への個人番号の記載は、
平成28年分の確定申告書(一般的に、平成29年1月以降の確定申告期間に提出する確定申告書)から必
要となりますのでご注意ください。なお、平成28年1月以降に申請書・届出書(更正の請求など)を提出
する際には、申請書・届出書に個人番号を記載するとともに、申請されるご本人の本人確認書類(番号確
認及び身元確認が可能な書類)の提示又は本人確認書類の写しを添付する必要があります。

★にせ税理士にご注意ください！

税理士登録のない人が、税務書類の作成・申告手続の代理や、税務署などへ納税者の代理人として
交渉するなどの税理士業務を行うことは、法律により禁止されています。税務相談や申告書の作成
について依頼される場合は、登録のある税理士であることをご確認の上、ご相談ください。

★申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税は、 便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署又は金
融機関に提出していただく必要があります。※既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。

確定申告に 関する お問い合わせ先	確定申告テレフォンセンター ☎0868-22-3147 (税務署の代表番号と同じです。) ※音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。 開設期間：平成28年1月18日(月)から3月15日(火)※原則として、土・日曜日、祝日を除きます。 受付時間：8時30分～17時 受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送
-------------------------	--

ホームページでも、税金に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。
国税庁ホームページ「タックスアンサー」 www.nta.go.jp/taxanswer